

広島県告示五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十年七月十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

安佐豊平芸北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町都志見字沖田二〇番一地从先から 山県郡北広島町都志見字沖田一八七番一地从先まで		一・二・五〇 三・五・〇〇	一四・〇〇 三七・八〇	一一二・〇〇	拡幅